

労働者の健康障害防止にかかる化学物質のリスク評価方針（案）
（平成 22 年度）

1 リスク評価の目的

職場における化学物質の取扱いによる健康障害の防止を図るためには、事業者が自らの責務として個々の事業場でのばく露状況等を把握してリスクを評価し、その結果に基づきばく露防止対策を講ずる等の自律的な化学物質管理を適切に実施することが基本である。しかし、中小企業等においては自律的な化学物質管理が必ずしも十分ではないことから、平成 18 年度から、国は、重篤な健康障害のおそれのある有害化学物質について、労働者のばく露状況等の関係情報に基づきリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度に応じて、特別規則による規制を行う等のリスク管理を講じてきている。

2 リスク評価の現状

(1) 平成 18 年 9 月より、ヒトに重篤な健康障害（がん等）を発生させるおそれある物質について、学識者によるリスク評価を実施している。

- ① 平成 18 年度には、5 物質についてリスク評価を行い、このうちホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン、硫酸ジエチルの 3 物質について平成 19 年度において特定化学物質等障害予防規則等の改正を行い規制の強化を図った。
- ② 平成 19 年度には、10 物質についてリスク評価を行い、このうちニッケル化合物、砒素及びその化合物の 2 物質について平成 20 年度において特定化学物質等障害予防規則等の改正を行い規制の強化を図った。
- ③ 平成 20 年度には、44 物質についてリスク評価を行い、このうちリスクの高いおそれのある 7 物質について、平成 21 年度に詳細リスク評価を実施することとした（規制強化については、詳細リスク評価を受けて、平成 22 年度以降に行われる予定）。
- ④ 平成 21 年度には、20 物質についてリスク評価を行い、このうち 7 物質については初期リスク評価に着手し、11 物質については有害性評価のみを実施し、2 物質については有害性情報の収集を行った。

また、平成 20 年度リスク評価物質（44 物質）について、平成 21 年度には、このうち 7 物質については詳細リスク評価を実施し、4 物質については初期リスク評価に着手した。

- (2) 以下の事項について検討、実施し、リスク評価の推進を図った。
- ① リスク評価対象物質・案件の選定を行った。対象とされた物質については、平成21年12月に告示が発出され、平成22年有害物ばく露作業報告の対象物質とされた。
 - ② 化学物質による労働者の健康障害防止に関する意見交換会（リスクコミュニケーション）を2回開催し、専門家からの情報提供を行うとともに、参加者との意見交換を実施した。
 - ③ 「少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会報告書」及び「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」を公表した。また、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」を踏まえ、有害物ばく露作業報告の報告事項を見直すため、平成21年12月に当該様式改正の省令改正が行われた。
 - ④ がん原性試験（フィージビリティテスト）対象物質として、「アリルアルコール」、「アクリル酸メチル」の2物質を選定した。がん原性試験におけるフィージビリティテスト終了物質のうち、長期試験に移行する対象物質として「アクロレイン」を選定した。がん原性試験（長期試験）結果を踏まえ、「酢酸イソプロピル」をリスク評価対象物質とし、平成22年度に有害性評価を先行して実施することとした。

3 平成22年度のリスク評価の方針

(1) 検討体制の確保

平成21年度において、以下の5つの観点から体制の見直しを行ったところであり、平成22年度においても同様の検討体制を確保することにより、リスク評価の推進を図る。

- 1) リスク評価対象物質選定手順、基準の明確化、透明性の確保
- 2) 科学的判断が求められるリスク評価検討会と政策的判断が求められるリスク管理の検討会の分離
- 3) リスク評価の2つの要素である有害性評価検討とばく露評価検討の分離によるリスク評価検討の効率的推進
- 4) リスク評価結果を受けた健康障害防止措置の検討における最新の健康障害防止技術開発動向及び健康障害防止措置の導入が必要な事業場等の動向の検討の推進
- 5) リスク評価の動向や評価結果の情報提供の推進

(2) 各検討会におけるリスク評価検討の加速等

1) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会

化学物質のリスク評価に係る企画検討会においては、リスク評価にかかる方針の策定を行う。

また、リスク評価対象物質・案件の選定作業を平成22年7月までに実施することにより、平成22年12月までに告示が発出される平成23年有害物ばく露作業報告の対象物質に反映されるようにする。

さらに、国によるがん原性試験（フィージビリティテスト）の実施が必要な物質2物質の選定を平成23年1月までに行う。がん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：2,4-ペンタンジオン」、「経口投与試験：2-メチルー1-プロパノール」）の有害性評価小検討会評価結果を踏まえた今後の対策の進め方について検討する。

このほか、前年度のリスク評価結果及び今後のリスク評価の方針等の情報に関係者に提供するとともに、リスク評価に関する関係者間の相互理解を促進するため、労働分野におけるリスクコミュニケーションのあり方を検討する。

2) 化学物質のリスク評価検討会

化学物質のリスク評価検討会については、有害性評価とばく露評価を並行して審議することとし、同検討会のもとに以下の2つの小検討会を設け、効率的な検討を行う。

また、各小検討会において平成21年度より検討してきた有害性評価結果、ばく露評価結果に基づき、化学物質のリスク評価検討会において平成22年6月までに「平成21年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」をとりまとめる。

① 有害性評価小検討会

有害性評価小検討会においては、国内外の疫学、毒性等にかかる情報をもとに、平成22年度に新たに初期リスク評価を行う物質を優先して有害性評価を行う。

また、国によるがん原性試験（長期試験終了予定物質「吸入試験：2,4-ペンタンジオン」、「経口投与試験：2-メチルー1-プロパノール」）の結果について評価を実施する。

② ばく露評価小検討会

ばく露評価小検討会においては、「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」に沿って、前年度のリスク評価において高いばく露レベルが確認された物質について詳細リスク評価のためのばく露評価を実施する。

また、平成20年度の有害物ばく露作業報告を求めた物質のうち初期リスク評価未了3物質、平成21年度の有害物ばく露作業報告を求めた物質のうち有害性評価のみ実施した10物質、その他優先度の高い物質から初期リスク評価のためのばく露評価を実施する。

さらに、平成22年度ばく露実態調査対象物質の測定分析法について検討を行う。

3) 化学物質の健康障害防止措置に係る検討会

化学物質の健康障害防止措置に係る検討会においては、リスク評価結果がとりまとめられた物質について政策ベースの検討が可能となるよう、関係事業者、保護具メーカー等からもヒアリングを行うなどして、最新の技術開発動向や規制の導入にあたって考慮すべき事項を積極的に聴取し、円滑かつ適切な健康障害防止措置の導入を目指すための検討を行う。

平成22年4月までに、健康障害防止措置に係る方針の検討を行い、検討手順を作成する。

化学物質のリスク評価検討会においてとりまとめられる「平成21年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」を踏まえ、物質ごとに健康障害防止措置の検討を行う。

また、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく指針(がん原性指針)について検討を行う。

(3) リスク評価にかかる情報提供等の推進

リスク評価にかかる情報提供等についても、規制措置の導入に際して、パブリックコメントを通じて、国民の意見を積極的に募集するとともに、リスク評価の節目にリスクコミュニケーションを実施し、国民にわかりやすい情報提供に努める。

このほか、リスク評価を通じてとりまとめられた情報については、MSDS作成部署に情報提供するとともに、ばく露実態調査における個人ばく露測定等のために策定された測定・分析方法についても、積極的に情報提供し、事業者自らのリスク管理の導入を支援する。